

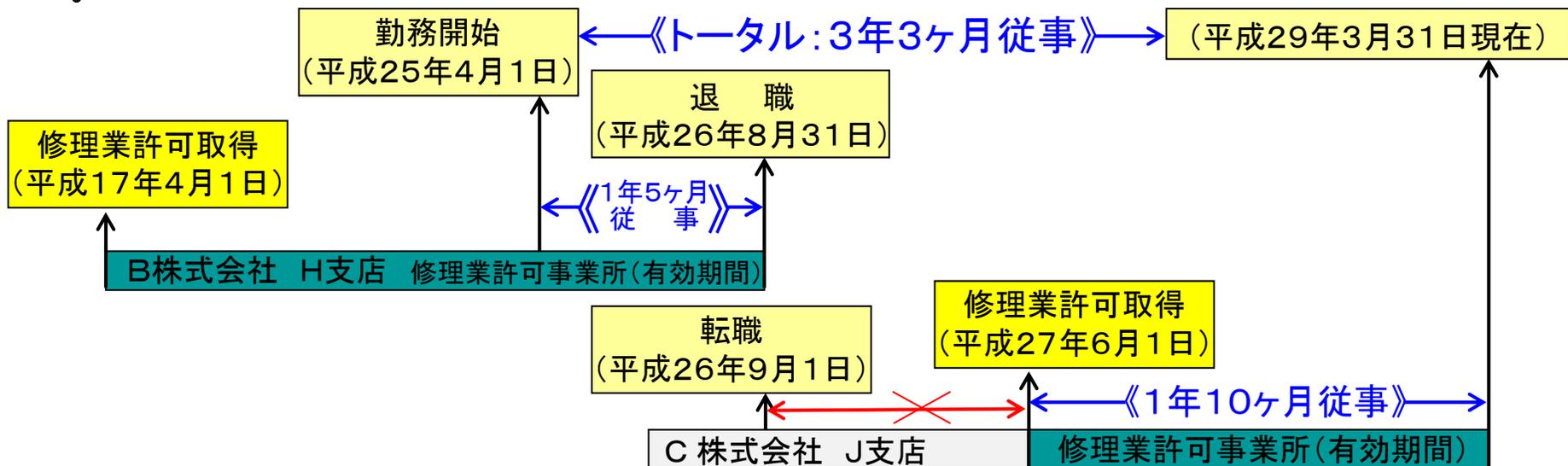
医療機器修理責任技術者基礎講習受講申込時提出の従事年数証明書に記載する従事年数について

1. 従事していた事業所が医療機器の修理業許可(又は製造業の許可・登録)を取得しており、3年以上従事している場合のみ、受講資格を満たすこととなります。(許可(又は製造業の許可・登録)を受けていない期間・事業所は対象外です)



証明書: A株式会社F支店・平成23年4月1日～平成29年3月31日までの6年0ヶ月

2. 「従事期間」は、2以上の修理業許可(又は製造業の許可・登録)を取得している業態・場所において通算したのもでもOK。



証明書1: B株式会社H支店・平成25年4月1日～平成26年8月31日までの1年5ヶ月

証明書2: C株式会社J支店・平成27年6月1日～平成29年3月31日までの1年10ヶ月